

## 柏原市公共用地境界確定事務取扱要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、柏原市が管理する道路、水路、河川及びその他市所有地（以下「公共用地」という。）の境界確定事務に関する必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 公共用地境界確定（以下「境界確定」という。）とは、柏原市が管理する公共用地とこれに隣接する土地（以下「申請地」という。）との境界の全部（特別の理由がある場合は一部）について、市長と申請地所有者（以下「申請者」という。）及び必要に応じて相隣地所有者、対側地所有者、利害関係者が協議してこれを定め、書面をもって明らかにすることをいう。

2 利害関係者とは、水利組合長、実行組合長、土地改良区理事長等をいう。

### (境界確定申請)

第3条 境界確定申請は、原則として申請者が、市長に申請するものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

2 前項の申請にあたって申請者は、市長に公共用地境界確定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

この場合において、添付する書類は次に掲げるものとする。（様式第1号の2）

- (1) 委任状
- (2) 印鑑登録証明書（個人の場合）
- (3) 印鑑証明書（法人の場合）
- (4) 資格証明書または商業登記簿謄本（法人の場合）
- (5) 位置図
- (6) 地籍図（公図）
- (7) 土地調書（要約書）
- (8) 申請地の土地登記簿謄本（全部事項証明書）
- (9) 申請地及びその周辺の地積測量図の写し
- (10) 現況実測平面図及び横断面図
- (11) その他市長が必要と認める図書

### (境界確定事務の代行)

第4条 申請者は、境界確定に係る事務を代行者に行わせることができる。

この場合申請者は、委任状（様式第2号）を申請書に添付しなければならない。

2 代行者は、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、測量士、測量士補、建築士または行

政書士とする。ただし、建築士にあつては、一般社団法人大阪府建築士事務所協会主催の現況実測平面図の作成に関する講習会を受講し修了した者のうち同会が認定した者で、建築確認申請のための境界確定が必要な場合に限る。また、行政書士にあつては、大阪府行政書士会の測量に関する研修を受講し試験に合格した者のうち、同会が認定した者に限る。

(確認及び受理)

第5条 市長は、申請書が提出されたときは、遅滞なく書類を確認し、要件を満たしている場合にはこれを受理し、要件を満たしていないものについては、申請者に補正を求め、要件を満たした場合にはこれを受理する。

(受理できない申請書)

第6条 柏原市の管理であることが判明しない公共用地等、また、申請書を受理することが適当でないと認められる場合には、市長は申請書を受理しないものとする。

(公共用地境界確定通知書の交付及び受領)

第7条 市長は、申請者との協議結果について書面をもって通知しなければならない。

2 申請者または代行者は、受領書(様式第3号)に住所・氏名を記入し、申請者の場合は実印、代行者の場合は委任状(様式第2号または第2号の2)の確定図受領印に押印している印鑑を押印の上、公共用地境界確定通知書を受領するものとする。

(取下げ)

第8条 境界確定が不成立の場合には、市長は申請書の取下げ(様式第8号)を求めるものとする。

(現地立会)

第9条 市長、申請者、必要に応じて相隣地所有者、対側地所有者並びに利害関係者は資料等に基づき現地立会をするものとする。ただし、市長は必要でないと認めるものについては現地立会を省略できるものとする。

2 前項の立会の際、立会者は市長の求めに応じて、立会者名簿(様式第4号)に住所及び氏名を記載することとする。相隣地所有者、対側地所有者、利害関係人がやむを得ず立会に参加できなかった場合は、申請者は、立会証明書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(境界確定図の作成)

第10条 申請者は、境界を明らかにするために境界確定図を作成しなければならない。

2 境界確定図は、原則として基本三角点等に基づく測量の成果による境界点の座標値、基

本三角点等の名称及び座標値を記録するものとする。

(関係者の承諾)

第11条 申請者は、前条の境界確定図に住所及び氏名を記入し印鑑登録された印を押印した後、必要に応じて相隣地所有者、対側地所有者及び利害関係者に対し住所、氏名の記載及び認印の押印を求めるものとする。なお、当該図面上に住所、氏名の記載及び押印を求めたい場合は、承諾書(様式第5号)を市長に提出してこれに代えることができる。

(境界標の設置)

第12条 申請者は、境界確定が完了した場合は、現地において境界標を設置しなければならない。

(境界確定図の写しの再発行申請)

第13条 既に境界確定図が作成されている土地の所有者またはその承継人は、市長に当該境界確定図の写しの再発行(以下「再発行」という。)を申請することができる。

2 前項の申請にあたっては、申請者は、市長に申請書(様式第1号)を提出しなければならない。この場合において添付する書類は次に掲げるものとする。

- (1) 委任状
- (2) 印鑑登録証明書(個人の場合)
- (3) 印鑑証明書(法人の場合)
- (4) 資格証明書または商業登記簿謄本(法人の場合)
- (5) 位置図
- (6) 地籍図(公図)
- (7) 土地調書(要約書)
- (8) 申請地の土地登記簿謄本(全部事項証明書)
- (9) 申請地及びその周辺の地積測量図の写し
- (10) その他市長が必要と認める図書

3 再発行は、次の条件によるものとする。

- (1) 指令書番号ごとにつき一件の扱いとする。
- (2) 改めて現地調査等もしくは復元性を確認することなく、交付するものとする。

4 申請者は、再発行に係る事務を代行者に行わせることができる。この場合、委任状(様式第2号の2)を申請書に添付しなければならない。

(解約の申出)

第14条 既に確定した境界線を現地において復元することが困難と認められる場合、またはその他特別の理由がある場合に当該申請者は、市長に解約申出書(様式第9号)を提出

し、改めて第3条に規定する申請を行うことができる。

附 則

この取扱要領は平成19年4月2日から、施行する。

この取扱要領は平成28年4月1日から、施行する。

この取扱要領は平成29年4月1日から、施行する。

この取扱要領は令和元年5月1日から、施行する。

(様式第1号)

# 公共用地境界確定申請書

令和 年 月 日

大阪府柏原市長 殿

(申請者)

住 所

フリ ガナ  
氏 名

(実印)

電 話

(代行者)

住 所

フリ ガナ  
氏 名

電 話

(担当者・連絡先)

下記の所有地と公共用地（ 敷）との境界が不明ですから確定  
してください。

下記の申請地について、公共用地境界確定図の再発行を申請します。

既確定（昭和 年 月 日付け 第 号）

（平成 年 月 日付け 第 号）

（令和 年 月 日付け 第 号）

記

申 請 地	
申 請 の 目 的	
当申請地は他の官公庁に境界確定の申請書を提出しています。提出先（ ） していません。	

(様式第1号の2)

添付書類

### 1. 境界確定申請

- (1) 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・①代行者(有資格者)に委任する場合【様式第2号】  
②共有者が代表者に委任する場合【様式第6号】
- (2) 印鑑登録証明書・・・・・・・・申請者が個人の場合【注3】、【注4】
- (3) 印鑑証明書・・・・・・・・申請者が法人の場合【注3】、【注4】
- (4) 資格証明書及び商業登記簿謄本・・・・申請者が法人の場合【注4】
- (5) 位置図・・・・・・・・申請地付近の地図
- (6) 地籍図(公図)【注2】
- (7) 土地調書(要約書)・・・・・・対側地及び相隣地【注2】
- (8) 申請地の土地登記簿謄本(全部事項証明書)【注3】【注4】
- (9) 申請地及びその周辺の地積測量図の写し【注3】
- (10) 現況実測平面図(縮尺1/250以上)及び横断面図(縮尺1/100以上)
- (11) その他市長が必要と認める図書【注1】
  - ①住民票(戸籍附票)の写し ②戸籍謄本(抄本)の写し ③遺産分割協議書の写し
  - ④法定相続情報証明書の写し ⑤土地沿革調書 ⑥地籍図の合成参考図 等

### 2. 再発行申請

- (1) 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・①代行者(有資格者)に委任する場合【様式第2号の2】  
②共有者が代表者に委任する場合【様式第6号の2】
- (2) 印鑑登録証明書・・・・・・・・申請者が個人の場合【注3】【注4】
- (3) 印鑑証明書・・・・・・・・申請者が法人の場合【注3】【注4】
- (4) 資格証明書及び商業登記簿謄本・・・・申請者が法人の場合【注4】
- (5) 位置図・・・・・・・・申請地付近の地図
- (6) 地籍図(公図)【注2】【注3】
- (7) 土地調書(要約書)・・・・・・対側地及び相隣地【注2】【注3】
- (8) 申請地の土地登記簿謄本(全部事項証明書)【注3】【注4】
- (9) 申請地及びその周辺の地積測量図の写し【注3】
- (10) その他市長が必要と認める図書【注1】
  - ①住民票(戸籍附票)の写し ②戸籍謄本(抄本)の写し ③遺産分割協議書の写し
  - ④法定相続情報証明書の写し ⑤土地沿革調書 ⑥地籍図の合成参考図 等

【注1】 戸籍謄本・抄本、遺産分割協議書等は、原本に相違ない旨記載ください。照会した後原本をお返しします。

【注2】 法務局等(登記情報閲覧サービスを含む)で閲覧した書類または任意に作成された書類は、調査場所、調査年月日、調査者の氏名、職印の押印及び作成年月日等を記載してください。

【注3】 印鑑証明書等公的証明書の添付書類は、発行されてから3ヶ月以内のものを添付してください。

【注4】 (2)～(4)、(8)につきましては、基本的に原本を提出していただきます。ただし、有資格者の職印等で原本に相違ない旨を記載していただける場合に限り、原本還付いたします。

【注5】 立会日より1年以上経過した申請書は連絡のうえ取下げを求めます。なお、取下げを求めてから6ヶ月以上取下手書の提出がない場合には、再度連絡の上、申請書を申請者または代行者に返戻します。

(様式第2号)

# 委任状

私儀

代行者使用印

をもって下記の権限を委任します。

確定図受領印

## 記

1・申請地の所在

2・上記申請地に係る公共用地（敷）境界確定に関する委任の範囲は次のとおりです。

(1) 申請に要する図書及び資料の作成並びに提出、取下げに関する一切のこと。

(2) 現況実測平面図の作成、公共用地境界確定図の作成者としての現地立会。

(3) 公共用地境界確定図の作成に関すること。

(4) 公共用地境界確定通知書の受領。

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名

(実印)

# 委任状

私儀 \_\_\_\_\_

代行者使用印

をもって下記の権限を委任します。

確定図受領印

## 記

1・申請地の所在

2・上記申請地に係る公共用地（ 敷）境界確定再発行に関する委任の範囲は次のとおりです。

(1) 申請に要する図書及び資料の作成並びに提出、取下げに関する一切のこと。

(2) 公共用地境界確定再発行通知書の受領。

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名

(実印)



(様式第3号)

# 受 領 書

令和 年 月 日

大阪府柏原市長 殿

(申請者又は代行者)

住 所

氏 名

印

(受領印は申請者は実印、代行者は届出印)

下記のとおり受領しました。

## 記

1. 令和 年 月 日付け、柏原市指令都管明第 号

公共用地境界確定通知書 通

公共用地境界確定再発行通知書 通

2. 申請地の所在

柏原市

以上 筆

(様式第4号)

# 立会者名簿

申請地 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日 : 立会

氏名	住所	地番	申請地との関係
			申請者・隣・対 水利組合・その他
			申請者・隣・対 水利組合・その他
			申請者・隣・対 水利組合・その他
			申請者・隣・対 水利組合・その他
			申請者・隣・対 水利組合・その他
			申請者・隣・対 水利組合・その他
			申請者・隣・対 水利組合・その他
			申請者・隣・対 水利組合・その他
			申請者・隣・対 水利組合・その他
			申請者・隣・対 水利組合・その他
			申請者・隣・対 水利組合・その他
			申請者・隣・対 水利組合・その他

(備考)

(様式第5号)

# 承 諾 書

令和 年 月 日

大阪府柏原市長 殿

<申請地との関係・相隣地・対側地>

住 所

氏 名 (印)

下記の申請地と公共用地（ 敷）との境界は公共用地境界確定図で表示された  
とおり異議ありません。

記

申請地の所在

承諾書地主の所有地

(備 考)

1. 対側地及び相隣地の所有者が個人の場合は認印、法人の場合は代表者の登録された印。
2. 公共用地境界確定図との割印をすること。

(様式第6号)

# 委任状

私儀

をもって下記の権限を委任します。

## 記

1・申請地の所在

2・上記申請地に係る公共用地（ 敷）との公共用地境界確定に関する申請から  
完結に至るまでの一切の権限。

令和 年 月 日

申請地所有者

住 所

氏 名

(実印)

(様式第6号の2)

# 委任状

私儀

をもって下記の権限を委任します。

## 記

1・申請地の所在

2・上記申請地に係る公共用地（ 敷）との公共用地境界確定図再発行申請に関する一切の権限。

令和 年 月 日

申請地所有者

住 所

氏 名

(実印)

(様式第7号)

# 委任状

私儀

をもって下記の権限を委任します。

## 記

1・申請地の所在

2・上記申請地に係る公共用地（敷）との公共用地境界確定に関する権限。

ただし、現地立会及び承諾についての権限は委任の範囲から除外します。

令和 年 月 日

申請地所有者

住 所

氏 名

(実印)

(様式第8号)

# 取 下 書

令和 年 月 日

大阪府柏原市長 殿

申請者または代行者

住 所

氏 名

Ⓔ

下記の理由により、公共用地境界確定申請書を取り下げますので、添付した資料を返却願います。

記

1. 申請地

---

2. 理 由

(様式第9号)

## 境界確定解約申出書

令和 年 月 日

柏原市長 殿

(申請者)

住所

氏名

(実印)

電話

(代行者)

住所

氏名(名称)

(印)

電話

本件申請地については、境界確定済であります。下記により境界確定を（全部・一部）解約していただき、別途提出している公共用地境界確定申請書に基づき、新たに境界確定していただきますようお願い致します。

### 記

1.文書番号 年 月 日付け 第 号

2.所在地

3.解約理由  既に確定した境界線が、現地において復元困難なため。

その他( )



(様式第10号)

# 立 会 証 明 書

柏原市長 殿

(申請代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 職印

下記申請地と（道路敷・里道敷・水路敷）との境界確定にあたり、令和 年 月 日の現地立会について、下記のとおり境界を確認したことに相違ありません。

記

申請地

---

地番	住所	氏名	印	確認年月日
(備考)				